

運 営 規 定

福岡市南第9地域包括支援センター

〒815-0082

福岡市南区大楠二丁目12番24-103号

福岡市南第9地域包括支援センター
【指定介護予防支援事業所 運営規程】

(事業の目的)

第1条 医療法人寺沢病院が開設する福岡市南第9地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、福岡市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立を行うこととする。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

4 事業者は、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることができること等について説明を行い、利用者の理解を得なければならない。

5 事業者は、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院及び診療所に伝えることを求めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 福岡市南第9地域包括支援センター

(2) 所在地 福岡市南区大楠二丁目12番24-103号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員 6名以上

担当職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(厚生労働省令第37号第29条から第31条)に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

福岡市 南区	西高宮小学校区、大楠小学校区
--------	----------------

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により緊急事態及び事故が発生

した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、関係機関と連携し必要な措置を行うこととする。

- 2 事業所は、緊急時及び事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を明らかにし、再発生を防止するための対策を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事態が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(利益供与の禁止)

第11条 事業所及びその従業者は、他の事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の利益を供与してはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福岡市、医療法人寺沢病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

令和 元年 4月1日改正

令和 2年11月1日改定